

聖籠町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町条例第8号

聖籠町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年聖籠町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第6号中「又は水道環境」を削る。

第4条を次のように改める。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1） 前条の規定により簡易水道以外の水道布設工事監督者たる資格を有する者
- （2） 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （3） 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （4） 厚生労働省令の定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第6号の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。